

封建制の構造特質について

—— 特に伝統的支配と
カリスマ的支配との関連から ——

春 日 雅 司

は じ め に

本稿は、マックス・ウェーバーの支配論の中でもとりわけ重要な論点である「封建制」をめぐる諸問題を扱った旧稿に引き続き¹⁾、特に「封建制」とカリスマの日常化との関連性に注目し、筆者が一貫して研究対象としているイスラム社会の政治的支配構造の特質を明らかにしようとするものである。旧稿では、「封建制」そのものの定義づけを軸として、ウェーバーが「封建制」の真正な型として区別した「プアリュンデ封建制」の一般的性格の相違を歴史的事例に側して検討した。しかしこの二つの封建制の型の相違を分析し、明らかにするには、なお忘れてならない側面がある。すなわち政治的支配型としての「封建制」の構造に

は、伝統的支配の下位型である家産制の要素とカリスマ的支配の日常化型の要素のいずれも見い出されることから、この二つの要素を正しく関連づける必要があるという点である²⁾。この二つの要素を明確にし、「封建制」の中に正しく位置づけることによって始めて、ウェーバーが「真正な封建制」として「レーエン型」と「プアリュンデ型」を区別した意味が明らかになるからである。特に「レーエン型」の封建制は、特殊ヨーロッパ的歴史現象であることから、これまで歴史学、法制史、国制史、政治史ならびに経済史などさまざまな隣接科学からのアプローチが企てられ、その特質ならびに本質が説かれてきたが、他方「プアリュンデ型」の封建制については、これに比べ決して十分な分析が行なわれてきたとはいえない³⁾。その理由として、例えば隣接諸科学での基礎

- 1) 拙稿「伝統社会における国家権力の分権構造——プアリュンデ封建制とレーエン封建制の性格めぐって——」【関西学院大学社会学部紀要】39, 1979.
- 2) 『経済と社会』の英訳版を監修したロートは100頁以上にわたる長大な解説をつけているにもかかわらず、封建制と家産制、封建制とカリスマの日常化との関連については、わずかに次のようにふれているのにすぎない。「封建制は、ウェーバーにとって家産制の局限ケースである。というのも封建下臣は、その下臣との関係からすれば家産君主であり、また封建的原理が領地の家産制的行政に完全にとってかわることがなかったからである。封建制はカリスマの特徴をも併せもっている。すなわち戦士集団は、まず個人的な軍事技能によって、次には『高貴な』血統によって識別されるからである。」(*Economy and Society*, tr. by G. Roth, New York 1968, vol. 1, p. LXXXIX.)。また『経済と社会』の第4版以後、ウェーバーの著作の多くを編集しているヴィンケルマンは、第5版では独立した大部の注釈書をつけ、その中で「レーエン封建制」について次のように説明している。「レーエン封建制は二つの異なる原理に由来する。それは一方で家産制から発展し、他方で日常化現象としてのカリスマ主義からも生まれてくる。いずれの場合にあっても封建制は『支配団体の一つの構造』を意味しており、この構造は『家産制とも、また純粋なカリスマ主義あるいは世襲カリスマ主義とも区別される』と同時に、いずれからも遠く隔ったものである。」(J. Winckelmann, *Erläuterungsband*, [in *Wirtschaft und Gesellschaft*] Tübingen 1976, S. 50.)
- 3) イスラム研究の泰斗であるラムトンは、西欧の封建制からの類推でベルシャ社会を捉えることに異を唱え、「…ベルシャ地域では、西欧の封建制と同じような形でイクター・トゥユールは成立しなかった……イクターは法的意味での封建制度ではなかった。」(Ann K. S. Lambton, 'Reflections on the *ta'*, in George Makdisi(ed.), *Arabic and Islamic Studies in Honor of H.A.R. Gibb*, Leiden 1965, p. 376)と述べている。もちろんラムトンの言うようにイスラム社会を一括して論じるのは危険が伴う。時代と地域を限定し、その上でイスラムの封建制度論を展開することが必要になってくる。この点をふまえた上でイスラム社会に「封建制」を見い出そうとするウェーバーの「プアリュンデ封建制」の枠組がどの程度有効かは、読者の判断に委ねざるをえない。

研究の不足といった問題点を指摘できるが、何よりも歴史的素材を扱うための社会学的な概念枠組がこれまで十分検討されずにきたということは、決定的であると思われる⁴⁾。その点いかなる意味においても、この分野のパイオニア的存在であるウェーバーの業績は傑出していると言え、新たな方向を探究するという作業も決して無意味とは言えないにしろ、さしあたり彼の仕事を検討することによって、実り豊かな成果が期待できると思われる、本稿はそのための一過程である。

ところで「封建制」の二つの型を区別するにあたり、本稿では先ずウェーバーの言うカリスマ的支配と伝統的支配の特徴を明らかにするために、依法的支配も含めた三つの支配型を対照させながら各々の支配型の特徴を捉えていく。その際特に

「カリスマ」と「スルターン」の違いに着目することによって、カリスマ的支配と伝統的支配の特徴の差を明瞭にする。次にこの分析から得た結果をもとに、カリスマの日常化の要素が、いかなる意味で二つの「封建制」を区別する論拠となっているのか、またこの二つの「封建制」の類似と差異がどこにあるのかを示す。

I

周知のように、ウェーバーはその正当的支配論を分類するにあたって、基準を支配される側（さしあたり行政スタッフ）が何に正当性を求めるか、つまり彼らの服従の対象が何であるかに置いた。この基準を彼は「正当根拠」と呼んでいるが⁵⁾、

- 4) 社会学の側からする歴史社会への接近の試みは、言うまでもなくウェーバー以後も多くの研究者によって企てられている。シュルプターは、「社会発展」へのアプローチには、正統派マルクス主義を除けば、(1)N. ルーマンやT. パーソンズに代表される機能主義的進化的理論、(2)J. ハバーマス、R. デーベルト、K. ユーダーに代表される発展論理的進化的理論、(3)比較類型学的普遍史の三つの方法があるとし、第三番目の方法はA. トックヴィルからO. ヒンツェ、M. ブロックからB. ムーアに至る理論的伝統の中に広く見出し出されるが、特にE. シューリンとR. ベンディクスの名をあげている(W. Schluchter, *Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus*, Tübingen 1979, S. 2-3)。彼の分類法が妥当かどうかは別として、社会学者の側から歴史学への接近の方法を述べたものとしては、例えばN. Elias, *Die Höfische Gesellschaft*, Darmstadt und Neuwied 1965 (波田他訳『宮廷社会』法政大学出版会, 1981)の第一章、I. Wallerstein, *The Modern World System 1*, New York, San Francisco, London 1974 (川北稔訳『近代世界システム』I, 岩波書店1981)の序章、S. M. Lipset(ed.), *Sociology and History: Methods*, New York 1968の諸論稿やP. Abrams, *Historical Sociology*, Bath 1982などを参照。他方歴史学者の中にも、明示的にであれ暗黙のうちにであれ、社会学的な分析枠組や概念を使っている例が多く見受けられる。その全てをあげることはできないが、一般的には、岩波版『世界歴史』31 (1974)の索引項目にはそのことがはっきりと示されている。個別적으로는O. ヒンツェの諸論稿はウェーバーの影響を色濃く反映しており、また最近邦訳された『転換期の国家と社会』(岡部健彦訳, 創文社1983)の「日本版のために」という一文の中でTh. シーダーは、「マックス・ウェーバーは、社会的諸現象の理解のために類型の概念を導入した。本書では、マックス・ウェーバーを起点として、類型の適切な標識を歴史学の中に見出す試みが企てられている。」(p. VI)と述べている。またツインゲレーは『ウェーバーの歴史社会学』で、副題にもある通りウェーバーの影響の諸側面と600ほどの文献をあげているが、その中には歴史学者の研究も含まれている(A. Zingerle, *Max Webers Historische Soziologie: Aspekte und Materialien zur Wirkungsgeschichte*, Darmstadt 1981)。あるいはわが国におけるウェーバー社会学の歴史学への影響については、堀米庸三「歴史学とウェーバー」(大塚久雄編『マックス・ウェーバー研究』東京大学出版会1965所収)や、世良晃志郎『歴史学方法論の諸問題』木鐸社1973、の特に第5章を参照。あるいは一部の歴史家がいかに社会学的分析手法の欠陥を指摘してみても、やはりその本質的な部分のいくつかを吸収するのにやぶさかではない。一例をあげると、P. ヴェーヌは、「歴史だけが本当に実在する。言いかえると、社会学は永遠の財産をコード化しようとするむなしい仕事にしかすぎない。」(大津真作訳『歴史をどう書くか』法政大学出版局1982, 482頁)と言い、「社会学には対象がなく、それは叙述にすぎず、にせの連続性である」(同上, 491頁以下)として、社会学に対して彼流の快刀を振う一方、「私が歴史が存在するということ、いやすくなくとも社会学的歴史が存在するということに絶対的な確信をもっていると思っています。社会学的歴史というのはなにかと申しますと、ただ物語るだけに満足しないような歴史、理解することだけでよしとすることさえしないような歴史であります。この歴史は、さらにすすんで、精神・政治科学と呼ばれるもろもろの人間科学の概念構成を使いながら、その素材を構造化するものである。」(大津訳『差異の目録』法政大学出版局1983, 3-4頁)と、歴史家として社会学的な分析手法を吸収するために、より積極的な提言をしている。さらにH.-U. Wehler (Hrsg.), *Geschichte und Gesellschaft*, Köln 1976の諸章をも参照。
- 5) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., Tübingen 1976, S. 122 [以下 WuG と引用] (世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社1970, 3-4頁, 以下『諸』として引用)

表(1)

	カリスマ的支配	伝統的支配	依法的支配
権原 (正当性の妥当根拠)	非日常的資質 (をもった人物)	伝統	法 (規則)
権原と支配者の関係	同一	{ 同一 (権原に拘束されない) 分離 (権原に拘束される)}	分離
権原の創造者	カリスマ自身	支配者または政治団体	政治団体

ここでは以下「権原」と称することにする。

表(1)に示したように、権原は、カリスマの支配の場合は非日常的資質をもった具体的人格、伝統的支配の場合は伝統、依法的支配の場合は「法」や「規則」——この場合成文法か否かの法源の種類は問わない——である。さらにこれらの権原とそれにもとづいて権力を行使する人物との関係をみると、カリスマの支配ではカリスマその人が権原である。言いかえるなら、この二つは決して分離しえないものであるのに反し⁶⁾、伝統的支配では基本的に、また依法的支配では完全に分離している⁷⁾ (したがって伝統的支配では、後に述べるように権原と支配者の関係のあり方いかんによって、さらにサブ・タイプに分類されうる)。この点は誰が権原を創り出すのか——この権原の創造は、ウェーバーがその支配論を類型化する際のメルクマールとしてしばしば強調する行政手段の一要素と考えられる。この問題はあとでもう一度ふれる——、これを考えてみると一層明瞭になる。カリスマの支配の場合は、もちろんカリスマその人である。したがって他の二つの支配型と異なり、

カリスマの支配では権原とその創造者が同一であることから、カリスマの全ての発言と行動が権原になりうる。その限りでカリスマは既存の伝統や法を打破して新しい権原を創り出していくのであり⁸⁾、またその意味で彼は、「現存秩序の最大の革命力」⁹⁾である。これに対し依法的支配では、当該の政治団体あるいはポリティカル・コミュニティが法創造を行ない、伝統——この場合には「法」や「規則」そのものを指すが——を変更していくのであって、その限りで支配者もこの政治団体に服している。換言するなら支配者も法に服従している。伝統的支配の場合は、カリスマの支配や依法的支配と異なり、法創造の問題は両面的である。なるほど一方でこの場合も支配者は伝統に服している。すなわち依法的支配の場合と同様に、彼は「伝統」という権原に裁かれるが、しかし他方で重要なのは、この関係が成り立つのは言わゆる「慣習法」の範囲内のことであって、一步この範囲を出ると、支配者は伝統そのものを新たに作り出す余地をかなりの程度もっている、という二面性がそれである¹⁰⁾。このことから伝統的支配のきわめ

6) たとえばランシマンもガーナにおけるエンクルマの役割を分析するにあたってこの点をはっきりと指摘しているのであって(S. Lunciman, 'Charismatic Legitimacy and One-Party Rule in Nkrumah's Ghana', in his *Sociology in its Place and Other Essays*, Cambridge 1970, p. 158), ウイルソンの批判もこの点を考慮すれば修正せざるをえないであろう。B. R. Wilson, *The Noble Savages*, California 1975 (山口素光訳『カリスマの社会学』世界思想社1982, 9-10頁) 参照。

7) WuG, S. 549-550. (世良訳『支配の社会学』創文社1960-61, 29頁。以下『社』として引用)

8) *Ebd.*, S. 445ff. (世良訳『法社会学』創文社1974, 284頁以下。以下『法』として引用), S. 548-550. (『社』26-30頁)

9) *Ebd.*, S. 141. (『諸』73頁), S. 658. (『社』413頁) カリスマの革命的特徴としてウェーバーが強調するのは「内面的」力であるが (S.142. 『諸』75頁, S. 657-658. 『社』411-413頁, あるいは大塚久雄「マックス・ヴェーバーにおける宗教社会学と経済社会学の相関」, 『著作集』第8巻, 岩波書店1969所収参照), 「既存のものに一切束縛されていない」(*Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. I, 5 Aufl., Tübingen 1963, S. 269. 以下RSとして引用。大塚久雄・生松敬三訳『宗教社会学論選』みすず書房1972, 87頁。以下『論』として引用), つまり伝統や法に束縛されないという側面を、ここでさしあたり注目しておきたい。

10) WuG, S. 485-487. 『法』442-447頁。たとえば西欧中世の立法が原則的には「法発見」にもとづいていたといえ(世良晃志郎「封建社会の法・社会思想」, 『世界の歴史』8, 筑摩書房1968, 124-131頁), 他方でその場合に支配者による「力の支配」も厳然として存在していた(同上, 139-146頁)。事実ウェーバーは、伝統的支配における支配者には「実質的に伝統に拘束された行為の領域」と「実質的に伝統から自由な行為の領域」があると言い、さらに「事実上の〔法や行政上の諸原則の〕新創造がおこなわれるときは、それは昔から妥当し

て特異な位置づけが生まれてくることになる。この支配型は支配者が権原に拘束されるという点では依法的支配に、また権原から自由であるという点ではカリスマ的支配にそれぞれ近づくといえる。もっともこれは伝統的支配における支配者の行為の基本的オリエンテーションだけを比較してみる限りで言えるにすぎないのであって、そうだからといってこの支配型が他の二つの支配型に解消されてしまつてよいというものではない。伝統的支配を他の二つから区別し、独自の支配型たらしめる根拠の一つは、上に述べた両面性であり、たとえ支配者が伝統から離れることはあっても、決して政治システムそのものの変革を志向してのことではない、というところにある¹¹⁾。

これまで述べてきたことから、伝統的支配とカリスマ的支配における支配者、特にスルターンとカリスマの相違が明らかになってくる。ウェーバーは、伝統的支配における支配者と権原の係に注目して、支配者の権原に対する基本的オリエンテーションの違いから、一方を「家産制」、他方を「スルターン制」として区別した¹²⁾。この「スルターン制」の特徴は、基本的に伝統から自由に支配権が行使されるものの、最終的に「伝統」の

枠そのものを変更しないところにある。その限りで家産制の転化型として、したがってまた伝統的支配の一つの下位型として位置づけられる¹³⁾。この点をふまえて、次にカリスマ的支配の日常化過程の本質を示す二つのメルクマールから、スルターンとカリスマの違いを検討してみよう。

メルクマールの第一点は後継者問題である。「後継者問題」といえば、普通カリスマの日常化に伴う二つの基本的問題の一つであること、これは言うまでもない。しかしそれでは何故カリスマの支配の場合にだけ後継者問題が取り立てられ、他の支配型では問題とされないのであろうか。この疑問を解くための糸口は、政治システムを支える制度要件の一部として何が考えられているかにある。伝統社会において一つの政治システムが安定した形で運営されるために必要な条件にはさまざまなものがあるが、ウェーバーが特に注目したのは生活の基本原理、とりわけ「家」（家族）と「経済」である。すなわち（特に純粋な）カリスマ的支配と「家」並びに「経済」とは対極に位置すると言い、この支配型のもつ非日常的、あるいは世俗外的とも言う生活原理を強調する¹⁴⁾。経済の問題は次の論点との関連でふれることにし、さ

ていたものとして、あるいは「ヴァイストゥーム」によって認識されたものとして正当化されるよりはかはない。」としている(WuG, S. 130-131. 『諸』 34頁)。また西欧中世の君主が一定の制約のもとに立法権をもつ点については、村上淳一『近代法の形成』岩波書店1979を、イスラム社会の事情については、遠峰四郎『イスラム法』慶応通信1976、『イスラム法への招待』中央大学出版部1978の諸論稿、木場公男『イスラム法学』中央大学出版部1978を参照。イスラム法の法源はコーラン、スンナ、イジュマ、キャースの四つである。イジュマは「慣習法」ではなく、「法曹法」の妥当力を決定するものであるが(WuG, S. 441, 475. 『法』 271, 400-401頁)、しかしこれらの法源のカバーする範囲は、新時代の諸問題に対応しきれず、「ファトワー」の役割が次第に重要になっていった(WuG, S. 475. 『法』 401-402頁)。

- 11) ウェーバーは服従者の側の支配者に対する牽制を「伝統主義革命」と呼んでいる(WuG, S. 130-131. 『諸』 43頁)。
- 12) 「カリスマ」はともかく、「スルターン」を何故ここでとり上げる必要があるかという点、この用語は、本来イスラム社会の主権者を指すことばであり(もっとも歴史的展開の中で異質な要素を含むこともあったが)、ウェーバーがこのことばを社会学的類型概念として転用し、その対応関係に注目しておくことによって「カリスマ」概念の乱用を防ぐべきであると考えたからに他ならない。このことばの意味内容は時代や地域によってかなり変化するが、政治システム全体の全権者を指したり、カリフと共に聖俗両界を二分する指導者を指したり、あるいは単なる地方君主を指したり、また現在でも残っている。歴史的にはイブン＝ハルドゥーン(森本公誠訳『歴史序説』岩波書店1980, 第2巻 [32])が述べている官職の変遷と「スルターン」という言葉の使い方を参照。ウェーバーは、イスラム社会における「スルターン」の本来の特徴をよく捉え、事態をほぼ正しく伝えているといえる。
- 13) WuG, S. 134. 『諸』 46頁。
- 14) カリスマが「家」原理の対極に位置するという点についてウェーバーは、「自分の父母や家の者に対して敵となれない者は、イエスの弟子となることはできない。」(RS, I, S. 542. 『論』 109頁)とか、あるいは日常化の過程で行政スタッフは、「外形的には、現世超越的な・家族や経済になじまない『使命』に代えて、家族の生活や、あるいは少なくとも満ちたりた生活を作り出す。」(WuG, S. 143. 『諸』 81頁)という形で示すが、一般的には「後継者問題」という形に置きかえている。また「経済」との関係については、上の引用の他にも、「純粋なカリスマは特殊的に没経済的である。」(WuG, S. 142. 『諸』 74頁)と明言する。あるいは、WuG, S. 654-655, 659. 『社』 401-402, 418頁を参照。

しあたりカリスマと家の問題について考えてみる¹⁵⁾。

カリスマは、いかに非凡な才能をもつとはいえ、やはり人の子に違いないわけで、基本的には親兄弟や親戚にとりかこまれて成長するが、この人物が自らの才能を示すには「家を離れる」ことが要求される。そうすることによって個別主義から普遍主義への転換が行なわれる。しかもカリスマの資質の要件であるこの普遍主義を持続させるためには「妻帯しない」ことが必要である¹⁶⁾。このような意味でカリスマと「家」とは対極に位置しており、カリスマが効験を失ったり、あるいは大抵の場合そうであるが、死亡したりした時に支配を安定して維持していくためには後継者をどうするか、この問題を改めて問いなおす必要が生まれてくるわけで、したがってこの場合、「相統原理」の確立が日常化の重要な契機となるのである。一方家産制では「相統原理」が伝統化されており、スルターン制ではこのいずれとも異なり、その本質からして「相統原理」が欠如しているため、後継者をどうするかという問題そのものが問われることはない。そこでは平和的に政治運営が継承されることは稀で、「力の支配」が貫徹している¹⁷⁾。それ故カリスマ的支配とスルターン制とは、その支配が実現している限り、いずれも後継者を安定

した形でもたないという点では一見類似している。しかし前者ではそのこと自体が非日常的であるのに対し、後者ではそれが日常態であること、またスルターン制は（原則的に）「家原理」とも、さらにとりわけ「経済」とも極めて親近性があることから、両者は基本的に異なるといえる。この点は、次に述べる「経済」との関係でさらに確認したい。

カリスマが「経済」の対極に位置するという問題は、カリスマとスルターンを区別する第二の論点と関連し、また後継者問題と並んでカリスマ的支配の日常化に伴うもうひとつの基本的問題、行政スタッフの日常化への関心につながるものである。

さてウェーバーが言う「経済」の問題とは、支配者自身を含めた政治システムの成員の物的な欲求、つまり彼らの生活の糧をどのような方法で獲得するか、ということである。特に支配者を承認し、それこそ粉骨砕身して支援してくれる行政スタッフたちの生活の糧をどうするかである。これをまとめたものが表(2)である。上段は分配形態であるが、カリスマ的支配の場合は、喜捨、寄進、戦利品、略奪物などで得た品物を直接的な形で分配する。伝統的支配の場合は、食卓の共同という直接的な形もあるが、多くはプアリュンデやレー

15) 誤解を招かないようにしなければならない点は、カリスマの生活源理にあまりこだわるとカリスマの定義そのものが非常に限定され、特に政治的・軍事的カリスマのような世俗内的カリスマの問題を考える際のこの概念の有効性ということから、概念そのものの柔軟性を失うことになりかねない。この生活原理は、基本的には純粋型を捉える要素であり、また第二次的には社会的伝統に対するインパクトの相違を考える上での一つの要素であって、ウェーバーも暗に示唆しているように、宗教・思想的カリスマに特にあてはまるにすぎない。したがってこの原理はあくまでも一つの分析規準である。

16) ウェーバーがモデルとして考えた純粹なカリスマは、恐らくキリストや仏陀であったと思われるが、彼らには以上の点が全くうまくあてはまるし、さらに現在でもカトリックや仏教の一部の聖職者には、このことがいえる。しかもこれらの人物の特徴からさらにカリスマの特徴をあげるなら、自分の思想を「語る」だけで「書かない」ということがある。自らの書物を残さなかったという点では、キリストや仏陀以外にも、孔子やムハンマドもそうである。全て弟子やその後の人達によって、これらのカリスマが語り行なったものとして文書化され伝えられている。このことはカリスマの集団の制度形成、言わゆるセクト形成や政治システムのダイナミズムを考察する上で重要な諸問題を提供する。

17) 政治システムが比較的不安定であったウマイヤ朝14代のうち親子相統が4例、アッバース朝37代のうち同15例と、後代になって社会が安定するにつれて世襲あるいは指名原則も増加してくる。しかし軍人政權が誕生してから後は、逆にこの原則がくずれていく。たとえばエジプトの「マムルーク朝」についてヒッティは次のように述べている。「ブルジ朝〔マムルーク朝はブルジ朝とバフリ朝に分れる〕は世襲相統の原則を認めなかったし、血縁者優先の政策もとらなかった。王位は、それをつかみとることができる者、あるいはアミール（武将）たちに自分を選ばせることができる者に握られた。バフリ朝とブルジ朝では、スルタンの息子をさしおいて、奴隷が後を継いだ場合が数回あった。多数のスルタンが、まだ若いうちに非業の死をとげており、マムルーク・スルタンの平均治世は6年足らずだった。」(P. K. Hitti, *History of the Arabs*, 10th ed., London and Basingstoke 1970, p. 674. 岩永博訳『アラブの歴史』下, 講談社1983, 637頁)。あるいはイスラム史全体については、C. E. Bosworth, *The Islamic Dynasties*, Edinburgh 1967を参照。

表(2)

	カリスマ的支配	伝 統 的 支 配	依 法 的 支 配
生計手段の分配形態	直接的（喜捨、寄進、戦利品、略奪物）	{ 直接的（食卓の共同） 間接的（プフリュンデ、レーエン）	間接的（給与）
その獲得形態	非恒常的	半恒常的	恒常的
行政手段と行政スタッフとの関係	な し	{ 分離（支配者が行政手段を専有） 専有（行政スタッフが行政手段を専有）	分 離
行政スタッフの動機	情緒的or価値合理的	伝統的	目的合理的or価値合理的
支配者と行政スタッフとの関係	人格的誠実関係	{ 人格的 物 的	物 的

エンという間接的な形をとる。依法的支配の場合には間接的である¹⁸⁾。カッコ内に示したこれらの生計手段のうち、それが現物であるか貨幣であるかという問題は、政治運営の経済的条件を考える上では重要であるが、さしあたりここで注目しなければならない点は、それが恒常的に獲得されるか否かである。この基準からするとカリスマ的支配の生計手段は恒常的に獲得されるものではない。その意味で「非経済」だというのである。そのためカリスマの日常化に伴って、行政スタッフはとりわけ「経済的」な関心を強める。言いかえるなら物的な利害関心である生活の糧を恒常的に、あるいは安定した形で得ようとするのである。また依法的支配の場合は財政基盤がしっかりしていることから恒常的である。伝統的支配の場合はこれと異なり、それほど長期間安定しないのが普通で、この場合の財政基盤いかにによって恒常性も変化する。それ故伝統的支配では安定化への努力は見られるが、その方向の差がこの支配型の特質を異なったものにしていることがわかる。

この点はさらに表(2)の下に示した行政スタッフ

と支配者の関係から説明される。下段の上欄は、どのような動機にもとづいて行政スタッフが支配者と結びつくか、ということから分類したものである¹⁹⁾。カリスマ的支配の場合の行政スタッフの動機は「情緒的あるいは価値合理的」なものに、伝統的支配の場合は「伝統的」なものに²⁰⁾、依法的支配の場合は「目的合理的あるいは価値合理的」なものにそれぞれもとづく²¹⁾。このような動機から生まれる支配者と行政スタッフの関係を下欄に示した。この関係で特に注目すべきは、カリスマ的支配のそれは「人格的」なものであるが、これに反し依法的支配の両者の関係は「非人格的」——あるいは「即物的」、「没主観的」、「打算的」とも言う——なものであるという対称関係である。したがって集団類型の特徴づけとしては、前者が「インフォーマル」で、後者が「フォーマル」ということになる。他方伝統的支配の場合は、基本的には「人格的」なものであるにせよ、「非人格的」な側面も混入している。ただし同じく「人格的」であるとは言っても、カリスマ的支配と伝統的支配では内容に差がある。つまり前者の人格

18) 分配形態は生活の糧の種類いかにで決定されるが、次に述べるように、この種類そのものが獲得形態をも規定している。

19) この動機分類はウェーバーが「行為論」で展開したものを「支配論」に適用したものである(WuG, S. 122. 『諸』3—4頁)。「行為論」そのものの分類については、WuG, S. 12f. またこれと支配論とを結びつけたものとしては、W. Mommsen, *The Age of Bureaucracy: Perspectives on the Political Sociology of Max Weber*. Oxford 1974, pp. 76—77. を参照。しかしウェーバーは、行政スタッフの動機分類ではなく、妥当性信仰から支配論を組み立てていることに注意する必要がある(WuG, S. 122—123. 『諸』4—7頁)。

20) この場合、それが行為の動機であれ正当性信仰であれ、「伝統的」という表現の意味内容がいかなるものであるか、したがってウェーバーが使う「慣習的」とか「習律的」とかいう表現とどう異なるのか、これらの点については案外不分明なところが多い。一般的には、E. Shils, *Tradition*, Chicago 1981, C. J. Friedrich, *Tradition and Authority*, London 1972などを参照。

21) Mommsen, *op. cit.* 依法的支配に価値合理的の関係が入り込みうるのは、「自然法的」な観念にもとづく場合であるとモムゼンは考えているようである。do, *Max Weber. Gesellschaft, Politik und Geschichte*, Frankfurt am Main 1974, S. 205.

的關係はすこぶる「情緒的」で、「カリスマの靈感による召命」に導かれ、自らも「カリスマ的資質」をもつ行政スタッフの「人格的帰依」を意味する²²⁾のに対し、後者のそれは——部の下位型を除いて——「人的なしもべの誠実」²³⁾あるいは「ピエテート」²⁴⁾にもとづく関係を意味するものであり、この点で両者は区別される。さらに伝統的支配における支配者と行政スタッフとの関係が「フォーマル」なものになっていくのは、行政スタッフが支配権を「身分制的」に分割している場合である²⁵⁾。

それぞれの支配型における支配者と行政スタッフの関係は、表(2)の中段に示したように、さらに「行政手段」²⁶⁾のあり方を考えてみることによって明らかになる。この「行政手段」(あるいは「調達手段」²⁷⁾)は、支配者が政治システムを統合する上で物理的に非常に重要な要素である。とすると逆に行政スタッフにとってそれを(全部あるいは一部)手に入れることができるかどうか、支配権を掌握できるか否かを決定した。このような「行政手段」は、当然のことながらインフォーマルな人格的誠実関係の上に成り立つカリスマ的支配にはなじまない。これとは対照的に依法的支配の行政スタッフは、家産制などと異なり自由な人間ではあるが、行政手段から完全に分離されている²⁸⁾。また伝統的支配の行政スタッフは、後に示すように基本的に「自由」ではなく、行政手段からも分離されている。しかしこの場合、行政スタッフの側に「身分制的な権力分割」のチャンスがあれば(特に「レーエン」受給の行政スタッフ)、彼らも行政手段の一部あるいは全部を獲得できるのである。したがって伝統的支配の行政スタッフがここでもこの二つの関係形式のいずれをもとりうるということは、この支配型そのものの特質をも規定する重要なもう一つの側面を提供すること

になる。すなわち伝統的支配でもとりわけ「家産制的な支配構造」は、行政スタッフが行政手段から分離されていれば「家父長制的」傾向を、逆にそれを専有していれば「身分制的」傾向を示すのであり、ウェーバーはこの後者の限界ケースを「封建制」の要素のひとつと考え、純粋な「家産制」から区別した。では何故このような区別が可能であり、必要であったのだろうか。結論を先取りして言えば、ウェーバーは「封建制」には「家産制」(「身分制的家産制」)の転化型の要素が一方に²⁹⁾、「カリスマの支配の日常化」の要素が他方に見られ、このいずれの要素も含まれるがいずれとも異なるものとして「封建制」の独自の類型把握を試みたからである。そこで次に、これまで述べてきたことをもとに、「封建制」をめぐる問題ならびにその特質を伝統的支配と、とりわけカリスマ的支配との関連から考察してみよう。

II

「封建制」とは、一般には伝統的支配の中でも行政スタッフが支配権の一部を獲得し、本来の支配者の政治システムの内部に下位システムを形成する——あるいは彼が支配権の全部を獲得すれば(政治的には)支配者と対等な政治システムを形成する——ことによって生まれる支配型である。ところで「封建制」といえば、われわれは普通西欧のそれを想起するが、その場合の定義は、一般に「封主＝封臣間の人的支配関係——すなわち封臣の封主に対する勤務義務と封主の封臣に対する保護義務、および両者相互間の双務的誠実義務の関係——と、封主の封臣に対する封の授与にともなう物的関係との、この二つの関係が相互に結合されることによって成立する一つの」³⁰⁾政治シ

22) WuG, S. 140–141. 【諸】 70–74頁。

23) *Ebd.*, S. 130, 580f. 【諸】 33頁, 【社】 143–150頁。

24) 「ピエテート」については、ウェーバーの言及以外に、さしあたり黒正厳・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』上巻、岩波書店1954、131–132頁の訳者解を参照。

25) WuG, S. 137. 【諸】 56–58頁。

26) 「行政」なる語の意味する範囲は、「法創造」、「法発見」、「統治」である。WuG, S. 389. 【法】 72頁。

27) WuG, S. 126. 【諸】 16頁。

28) *Ebd.*, S. 126, 127, 128. 【諸】 16, 21, 27–28頁。

29) 「家産制」の概念ならびに転化型については、拙稿「伝統的支配の『構造』——ウェーバーの『家産制』論を中心に——」【社会学評論】 31–3, 1980を参照。

30) 直居淳「ヨーロッパ封建社会」15頁(『世界の歴史』 8, 筑摩書房1968)。

ステムのことである。ウェーバーもこの西欧型の「封建制」を念頭に置いているものの、しかし彼は「封建制」の類型としてはこの西欧型だけにとられず、種々様々のものをあげている³¹⁾。特に『支配の社会学』³²⁾では「封建制」を広義に捉え、歴史的にも地理的にも幅広い比較対照を行なって類型化している。ところがその後書かれた『支配の諸類型』で彼は、封建制を「レーエン型」と「プッリュンデ型」——それに「ポリス型」などもあげているが、真正な形としてはこの二つ——に整理した³³⁾。ところでこの二つの著作の間に見られる記述の変化から、やや微妙な疑問が生まれる。西欧型の封建制の人的要素を構成する誠実関係、これが『支配の社会学』の中ではカリスマ的主従関係の日常化したものと同質なものとして捉えられているのに³⁴⁾、『支配の諸類型』ではこれと幾分異なり、「封建制」そのものがカリスマ的支配の日常化のプロセスから生まれてくる³⁵⁾、とウェーバーは断言する。したがってこの二つの記述の間には、はたして首尾一貫性があるのだろうかという疑問が浮かび上がってくる。事実必ずしも独立しているわけではないが、執筆時期の異なる二つの論考の間には、内容編成の上でも微妙な「ズレ」があり、このことが問題を複雑にしているとも言える³⁶⁾。しかしそれはともかく、このような疑問から出発して、ここではウェーバーが言うように

カリスマ的支配の日常化から「封建制」が生まれてくるという方向からではなく、逆に「封建制」の定義から、その中にカリスマ的支配の日常化の要素を探っていく——その限りで「封建制」は伝統的支配とも交錯する——、このアプローチをとっていきたい。

「封建制」の定義の仕方は決して一義的でなく、上に示した法制史の側からするもの以外にも、経済史の側からのものもある³⁷⁾。これらに対し、ウェーバーはこの二つの定義をも包含する形で「封建制」を一つの政治システムとして捉え、とりわけ行政手段をめぐる支配者と行政スタッフのあり方から規定している。すなわちそこでは家産制やスルターン制と異なり、行政スタッフの方が本来支配者が専有している行政手段の一部あるいは全部を専有し、分権化している。だが例えば家産国家が拡大し、中央権力が分散した場合のように³⁸⁾、政治システムのセンターから分離したサブ・システムが出現して、これがセンターそのものを脅かす存在になっていくのとは異なり、宗教的、社会・文化的に、そしてとりわけ政治・軍事的に盟主としてセンターの宗主権を認める。その限りでサブ・システムは、たとえそれがいかに強大な権力をもつものであっても、センターを中心とするハイラキー構造に組み込まれつつも、法的、政治的、経済的に広汎な権利を獲得している。したがって

31) この点については、拙稿「伝統社会における国家権力の分権構造」注10)を参照。

32) WuG, S. 626-627. 『社』293頁。

33) Ebd., S. 148ff. 『諸』105-125頁。

34) Ebd., S. 625. 『社』290頁。

35) Ebd., S. 148. 『諸』105頁。

36) 章編成は、周知のように『経済と社会』の第1版から第3版まで編集したマリアンネ・ウェーバー（とM・パリイ）に代って、彼女の死後、ウェーバーのオリジナル・プランをもとにヴィンケルマンが編集し直し、1956年に第4版、1972年に第5版が出され今日に到っている。J. Winckelmann, 'Vorwort zur vierten Auflage' (WuG, 4 Aufl., 1956), do, 'Vorwort zur fünften Auflage' (WuG, 5 Aufl., 1972), 住谷一彦「マックス・ウェーバー『経済と社会』のオリジナル・プランについて——ウェーバー社会学の体系理解のための覚え書」(『社会学評論』8-1, 1957)を参照。この中で「支配の諸類型」の入っている第1部は、ウェーバー自身ある程度校正の筆を入れていることから変更はないが、「支配の社会学」のある第2部は、必ずしも前者の構成にしたがって章編成が組み立てられているわけではない。特にここでの問題と関連した点として、伝統的支配、封建制、カリスマ的支配の構成の仕方は二つの論考で異なっており、このことが「ズレ」を生む原因となっていることは否めない。

37) 定義については、例えば、増田四郎『西洋中世社会史研究』岩波書店1974、124-128頁、世良晃志郎『封建社会の法的構造』創文社1977、8-9頁を、またこのような分類に対する批判的見解としては、直居淳「封建制」(堀米庸三編『現代歴史学入門』有斐閣1965)を、さらに別の角度からの分類法としては、木村尚三郎「封建制社会をめぐる理論的諸問題」(『歴史学研究』246, 1960)を、学説史的展望については、O. Brunner, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 3. unveränd. Aufl., Göttingen 1980の第7章を参照。

38) ウェーバーはこの場合を「身分制の家産制」と呼ぶ。これと「家父長制的家産制」との対比については、拙稿「伝統的支配の『構造』」を参照されたい。

封建的な政治システムは、このようなサブ・システムをいくつか内に含んだ形で全体が統合されているわけである。しかし「封建制」を単にこれだけの定義でかたづけるなら、それを「家産制」の変質形として捉えることも決して不可能ではない。「封建制」を独自の型たらしめている理由はもっと別のところに求められなければならないのである。ところでこの問題に入る前に、カリスマ的支配が日常化する過程で辿りうる行政スタッフの給養形式——伝統的支配のそれではない——について考える必要がある。

上述のように、カリスマ的支配の日常化は、一方に後継者問題、他方に行政スタッフの物的利害関心という二つの要素を含んでいる。このうち行

政スタッフの物的欲望を満たす方法として、官職、プファレンデ、レーエンといった方法がある³⁹⁾。これらはいずれも物的な欲望の充足手段ではあるが、どの方法であっても行政スタッフが従来から占めていたカリスマの主従関係にもとづく「特権的地位」をも継続して保証するものとしての「手段」である。もっとも現実にはこの三つを区別するのは大変困難で、特にプファレンデは官職ともレーエンともオーバーラップしているのが普通であり、したがって日常化が「伝統」として確定することによって始めて、これらを区別できるのである。カリスマ的支配の日常化に伴って見られる行政スタッフの関心を整理したものが表(3)である⁴⁰⁾。

表(3)

関係方向	関係因	関係結果	制度化の方向
官 職	職 階 制	貨幣 (or 実物) の定額俸給	官僚制化あるいは家産制化
プファレンデ	職 階 制	行政スタッフに貸与された不動産 (土地) 用益権 { マンファル ㊦ { ヘレンファル ㊧	プレベンデ化
レーエン	人格的誠実関係 (コメンダーティオ, 誠実宣誓を伴う)	行政スタッフに授与された土地 (政治的・法的権利の獲得) { マンファル ㊦ { ヘレンファル ㊦	封建制化

カリスマ的集団が日常化し、ある程度の規模をもつ政治システムに組織化されると、その運営のためには、支配者は普通行政機関、つまり官僚制を用いることになるが、この場合それまでの功績に応じた職階制を伴うハイラキー構造にもとづく「官職」がその方向を基礎づけている。しかしカリスマ的集団の制度化の方向は、必ずしも官僚制のみによって保証されるとは限らない。官僚制がなくても政治運営は可能なのである。「レーエン」がそれで、この場合は機能的な職階制に代って「人格的な誠実関係」、つまり支配者と行政スタッフとの「兄弟的な契約関係」にもとづき、支配者は

行政スタッフにある程度トータルな権利を譲って領土の管理を行なわせるのである⁴¹⁾。けれども官僚制化の方向と異なり、この場合両者の関係形式が独特のエートスによって強化され持続されるならば、純粋なカリスマ的支配に見られた支配者(カリスマ)と行政スタッフ(従士、弟子)との関係形式が濃厚に残存していくことになる。その契機が自由な人間の間の「人格的誠実関係」であり「兄弟契約」である。しかも「封建制」を支えるエートスは「騎士的生活様式」であり、「身分的名誉」がそれを基礎づける。こう考えることによって、ウェーバーは「封建制」をカリスマ的支配の日常

39) WuG, S. 145. 『諸』 91-92頁。
40) なおこの表のうち、第2番目と第3番目の分類基準である関係因と関係結果の内容は、日常化に伴う行政スタッフの関心、「官職、プファレンデ、レーエン」のそれぞれについて、次に述べるような支配者と行政スタッフの結びつきのあり方を示すのであって、厳密な因果関係にもとづくものではない。
41) WuG, S. 148. 『諸』 105-106頁。

化との関連の中に位置づけたのである⁴²⁾。だがすでに指摘したように、彼は真正な「封建制」として「レーエン型」以外に「プアリュンデ型」をあげているが、この場合もカリスマの支配の日常化形式の一つである「レーエン」と同様に理解できるのであろうか。もしそれが可能ならば、カリスマの支配の日常化に伴う行政スタッフの給養形式としての「レーエン」と「プアリュンデ」の区別は無用となり、またたとえこの区別を承認したとしても、この場合の「プアリュンデ」と伝統的支配、とりわけ家産制における行政スタッフの給養形式である「プアリュンデ」とを区別することは困難になる。したがって伝統的支配とカリスマの支配の日常化に伴う行政スタッフへの給養形式としての「プアリュンデ」、同じ表現を使っているが内容的に異なるこの二つをはっきりと区別することになしに、『支配の諸類型』の中で「封建制」を「伝統的支配」の記述に続けないで、「カリスマの支配」ならびに「カリスマの日常化」の後に位置づけた意味、また「レーエン封建制」と「プアリュンデ封建制」を対置させた意味を理解することはできないのである。

そこで次に、カリスマの支配の日常化過程における行政スタッフの三つの給養形式のうち、残る「プアリュンデ」について、今度は伝統的支配における「プアリュンデ」のあり方を軸として、この二つの違い、ならびにこれと「レーエン」との違いについて論及し、最後に「レーエン型」と「プアリュンデ型」の二つの「封建制」の異同を検討してみよう。

Ⅲ

「プアリュンデ」——あるいはウェーバーはこ

れを「プレベンデ」とも言うが、この二つは全く同義である——とは、すでに別の個所でふれたように⁴³⁾、狭義にはひとつの教会職と身分的に結合した一定収入を、広義には教会職そのものを指す⁴⁴⁾。その限りでは教会や修道院の厳格な職階制の中に位置づけられた「一官職」と同じであるが、しかし関係の結果として、司教によって聖職者に貸与された不動産——多くは土地——の用益権、しかも一つの財産として利用可能な権利⁴⁵⁾を指している。ウェーバーはこのような「プアリュンデ」概念を、伝統的支配における行政スタッフへの給養形式の一つとして転用しているのである。もっともその場合、マンファル（封臣の死亡による用益権の復帰）はあるが、ヘレンファル（封主の死亡による用益権の復帰）はない。したがって伝統社会においてこの「プアリュンデ」受給者が、これとは別に身分的に、あるいは法的・政治的に広汎な権利を獲得できれば、トータルな権力分割の契機が生まれ、そこにサブ・システムの発生する可能性のあることは言うまでもない。

この「プアリュンデ」下賜という方法は「伝統的支配」とりわけ非自由人身分たる家産制的行政スタッフに対する代表的な給養形式であり⁴⁶⁾、この給養形式を基軸とした社会では次に述べる特殊な要件が満たされると、その給養形式の本来の機能を失うことがある。その要件は伝統的支配のもう一つの給養形式である「レーエン」との対比から述べるのが適当であろう。

注⁴⁶⁾に示したように、家産制的行政スタッフは——特に近代の官僚制の行政スタッフと異なり——非自由人たる奴隷やミニステリアーレを中心に構成されるのが普通であるが、しかし彼らの中には決して非自由人身分の者だけでなく、——そ

42) しかも「正当的支配」の三つの類型のいずれにも解消されえないものとしてである。「封建制」は、「その重要な諸特徴を……〔正当的支配の〕三つの形態のどれかにうまく分類することができず、他の諸概念（この場合は「身分」とか「身分的名誉」）と結合してはじめて理解可能となる。」(RS, I. S. 273. 『論』94頁)

43) 拙稿「伝統社会における国家権力の分権構造」178頁。

44) Jacobi, 'pfründe'(RGG, 1. Aufl., 1913). また当時の形態をどの程度伺い知ることができるものか不明であるが、たとえば1917年に制定された『カトリック教会法典』（有斐閣1962）、第25章「教会禄」の項を参照。

45) WuG, S. 248. (武藤他訳『宗教社会学』創文社1976, 11頁。以下『宗』として引用)

46) 「非自由人たる官吏（奴隷、ミニステリアーレ）が、階層的に編成され、ザッハリッヒな権限をもって、したがって形式的には官僚制的な仕方、機能しているような場合、われわれは「家産制的官僚制」という言葉を使いたいと思う。」(WuG, S. 127. 『諸』22頁) [「官僚制」は、家産制国家において、家産制外的に採用される官吏群として、始めて成立した。しかし、これらの官吏は、……最初はヘルの個人的なしもべであった。] (WuG, S. 131. 『諸』38頁)

れが *ascriptive* なものであれ *achievement* なものであれ——支配者の血縁とか特別な寵臣、代々高貴な家柄に属する者、あるいはその専門能力や特殊な勲功により非自由人身分から自由人身分になった者なども含まれ⁴⁷⁾、彼らに対してはその「身分的名誉」にもとづいた給養形式がとられた。ウェーバーはこの場合の形式を「レーエン」として「プアリュンデ」から区別したのである⁴⁸⁾。したがってこの「レーエン」が本来の意味で政治システムの骨格として発展するようになると、もはやそれを家産制の給養形式として位置づけることができなくなり、「プアリュンデ」の転化型同様、「封建制」のサブ・タイプとして展開していったのである。この「レーエン」はもはや身分的拘束を解かれた、あるいは生来そのような拘束にとらわれていない行政スタッフと支配者の間の自由な契約関係にもとづいて授封されるため、それによって生まれる両者の関係の特徴は、(a)人格関係、(b)自発的意志にもとづく兄弟契約、(c)騎士的生活様式といった点にある⁴⁹⁾。とするとこれらの諸特徴は、実はすでにカリスマ的支配の支配者と行政スタッフとの関係で確認しておいたものときわめて類似したものであることがわかる。

これまで述べてきたことから、伝統的支配における行政スタッフの給養形式としての「レーエン」と「プアリュンデ」の相違ならびにこれらの給養形式がたどりうる方向、そしてレーエン封建制とカリスマ的支配における支配者と行政スタッフの関係形式の同質性が明らかになった。最後にさきほどふれた疑問、「レーエン封建制」と「プアリュンデ封建制」という二つの封建制の型がどう異なるのかという点に話を進めたい。

「レーエン封建制」が上述の特徴をもったものであるならば、「プアリュンデ封建制」もその本質的な特徴のいくつかを共有する一方で、またそ

れとは異なる特徴もそなえていなければならない。この点を解明する手がかりは、「封建制」で使われている「プアリュンデ」と伝統的支配で使われているそれとの違いにある。「レーエン封建制」と異なって、伝統的支配の行政スタッフに対する給養形式としての「プアリュンデ」には、自由な個人の間の誠実関係も兄弟的な契約も見られない。家父長制から家産制への発展の中で行政スタッフは次のようなものに変化する。『仲間』は今やようやく『臣民』に転化し、従来すぐれて仲間的な権利として解されてきたヘルの権利は、ヘルの固有権となり、任意の性格の何らかの所有対象と（原理的には）同じ仕方でヘルに専有され、何らかの経済的チャンスと原理的には同様に処分（売買、質入れ、相続分割）可能なものになる。⁵⁰⁾しかし伝統的支配における行政スタッフの位置づけをこのような形で維持できるのは、きわめて特殊な条件の下においてであって、特に軍事力と経済力とがそれである。すなわち支配者が軍隊を家産制的に編成でき、しかも長期にわたって安定した経済力をもちえなければ、近代国家のようにナショナルな統合を欠く伝統社会では、上の関係を持続させることはできない。

第一の軍事力の問題であるが、軍隊を家産制的にリクルートする限り、すでに示唆したように彼らは高い地位と給与を要求し、支配者はすこぶる高い代償を払わなくてはならず、政治的にも不安定にならざるをえない。しかし彼らを家産制外的にリクルートするという方法をとれば、それは支配者にとってかなり利点の多い政策であった⁵¹⁾。まず彼らは専門技能に秀でており、家産制外的に採用されていることから行政手段から分離され⁵²⁾、配置転換が自由に行なえ⁵³⁾、そして何よりも支配者の意向に従順である⁵⁴⁾といった利点がある。しかしこれらの行政スタッフが以上の如くで

47) 行政スタッフのリクルート源については、WuG, S. 131. 『諸』 37-38頁。

48) WuG, S. 136. 『諸』 53頁。「ヘル権力が、原理的には契約によって個人の有資格者に譲与され、[封主・封臣] 相互間の権利・義務が、原理的には、習律的・身分制的な・しかも軍事的な名誉概念を基準として律せられるとき、この専有されたヘル権力をレーエンと呼ぼう。」

49) *Ebd.*, S. 148. 『諸』 106頁。

50) *Ebd.*, S. 133. 『諸』 46頁。

51) *Ebd.*, S. 131. 『諸』 37頁。

52) *Ebd.*, S. 126. 『諸』 16頁。

53) *Ebd.*, S. 132. 『諸』 40頁。

54) 同上

あるためには、彼らの物的欲望が十分満たされる必要があり、それだけでなくも家産制的にリクルートされた行政スタッフ同様、ともすれば社会的名誉への欲求が必然的に生じてくると並行して、物的欲求は際限なく拡大していった。したがって支配者はきわめて大きな財政負担を強いられると同時に、彼らと家産制的にリクルートした行政スタッフとの間の利害の調整⁵⁵⁾、彼ら自身の社会的名誉の承認といったことに腐心しなければならなかった。さらに第二の経済力の問題と関連して、大規模な家産官僚制を備えた軍事的征服王朝の運命として、莫大な戦費の調達に支配者たちを苦しめた最大の難問であり、国庫運営の確立していない伝統社会では、外的要因を除けば、宗教分裂や人種の統合の失敗などと並んで、まず財政上の破綻が国家の命運を決したといえる⁵⁶⁾。つまり支配者にとって経済力と軍事力は表裏一体で、一方を失えば他方も失うのが当然のありうべきプロセスである。しかも混乱と無秩序、力と力の対決といった状態には、いかなる政治的統合も見い出せない。そこでこのような事態を回避するには、例えばイスラム諸王朝がとった財政の安定策でもあり行政スタッフの不満解消策でもある納税請負、あるいは土地の下賜という方法がとられ、特に後者は特定の軍事官僚に土地を与え、そこからの収入でもって給養費を捻出するというものであった。その際支配者は、自らの権力を量的に分割することによって⁵⁷⁾、行政スタッフたちに特権的地位を与え、

臣従を獲得したのである。したがって行政スタッフは今や奴隷やミニステリアーレ身分から解放され、軍事義務とひきかえに完全な経済的権利、ならびに程度はさまざまであるが政治的権利を専有することができ、自らの判断と責任にもとづいて領地を管理する一領主に転化していった⁵⁸⁾。しかも彼らは、もはや伝統的支配における給養形式の本来の姿を失い、特別の意味を帯びるに至った「プアリュンデ」受給者の地位にあるという事実そのものによって、またその事実に帰因する種々の特権、たとえば直接生産に携わる必要がないとか、不断の専門的訓練によって戦士としての武技を磨くことに専心できたとかによって、当然そこから社会的特権層特有の「身分的名誉」や社会的エートスが生まれていったといえる⁵⁹⁾。それゆえこの「プアリュンデ封建制」もいったん確立すると、すなわち本来は伝統的支配の給養形式である「プアリュンデ」にこのような特殊な条件が結びつくことによって政治システムが統合されると、伝統的支配の給養形式である「プアリュンデ」の性格を脱し、「レーエン」にかなり類似したものになる⁶⁰⁾。しかしウェーバーは「レーエン封建制」と「プアリュンデ封建制」を全く同質に考えているわけではない。「十字軍の時代には、オリエントのブレベンデ封建制も、騎士的な身分感情をもつに至っているが、しかしその特質は、依然として支配の家父長制的性格によって規定されたままであった。」⁶¹⁾その根拠は、先ず何よりも封建制成立の

55) 「外国人兵士は、士気と団結心の維持に必要な条件を崩壊させた。」(Hitti, *op. cit.*, p. 329. 邦訳①1982, 627頁)

56) E. Ashtor, *A Social and Economic History of the Near East in the Middle Ages*, London 1976, pp. 63—65.

57) WuG, S. 634. 【社】334頁。

58) 「イクター制」がそれで、軍事イクターと行政イクターがあった。前者には徴税権だけが与えられていたが、後者には行政権も与えられ、さらに下賜される土地の規模も大きいために、その所有者は荘園領主に転化し、自らの土地を部下に再下賜したり、世襲化するといった傾向が見られた。

59) しかも宗教としてのイスラムの経済倫理も、「罪」概念も、「身分上特殊な封建的精神を示す多くの徴表となっている。」(WuG, S. 375—376. 【宗】322—325頁)のである。レーエン封建制とプアリュンデ封建制をとりまく社会的エートスの特徴については、拙稿「伝統社会における国家権力の分権構造」180—181頁を、また一定の身分階級が独自の生活様式とエートスを作り出していく点については、たとえばT. ヴェブレン『有閑階級の理論』を参照。

60) このようなプロセスは、イスラムでは9世紀半ば以降次第に確立していき、10世紀には軍事王朝が次々と誕生する。マムルーク奴隷が政権を掌握したり、あるいは社会的特権を獲得していた王朝は、イスラム諸王朝の大部分を占めていた。嶋田襄平編『イスラムの世界』日本放送出版会1983, 93頁。インドの事情については、さしあたり、深沢宏『インド社会経済史研究』東洋経済新報社1972, 佐藤正哲『ムガル期インドの国家と社会』春秋社1982を参照。

61) WuG, S. 650. 【社】388頁。したがってこれまで説明してきたように、「身分制的家産制」の転化型である「封建制」が、カリスマ的なものからも家父長制的なものからも発展してくる可能性のあることをウェーバーは指摘している。RS, I. S. 270—271. 【論】89—90頁。

社会・経済的条件の違い、そして支配者と行政スタッフとの関係の質的相違がそれである。つまり「プアリュンデ封建制」は、「古代流に貨幣経済的に組織された国家における、税制の崩壊と傭兵制とに起源する」のに対し⁶²⁾、「レーエン封建制」は、「自然経済と従士制とに由来する」⁶³⁾という社会・経済的条件の違いがあり⁶⁴⁾、次に前者には、上に示唆したように、一部はこの条件の結果として後者に見られる「特殊的かつ人的な封臣の誠実の諸規範」⁶⁵⁾が欠け、むしろきわめて即物的な規範があったといえる。

結びにかえて

これまで説明してきたように、支配者と行政スタッフの関係から見た伝統的支配の下位型としての「封建制」は、カリスマの支配の日常化型に見られる両者の関係と同質なものであることが判明した。その意味で「封建制」はカリスマ的支配の日常化型と接点をもち——あるいは一つの可能性としてカリスマ的支配から直接生まれてくることも考えられようが——、また伝統的支配、なかならず家産制の転化型であるともいえる。むしろすでに強調したように、ウェーバーがこのような理念型としての「封建制」のモデルを西欧に求めたことは言うまでもないが、しかしある程度流動的な要素を含みつつも、概念的にみて、このモデ

ルに外面的に、あるいは一部は内面的にも類似したものとして、その差異を十分確認しつつ——したがってそれを妥当と見るか否かの評価は人によって異なるであろうが⁶⁶⁾——、イスラム型の「プアリュンデ封建制」をとり上げたのである。

このようにしてウェーバーは「プアリュンデ封建制」論を、基本的にはイスラム圏（インド・ムガル帝国を含む）を念頭におきつつ展開しており、この地域に対する彼の関心の深さをうかがい知ることができる。もっとも西欧や中国、インドと異なり、彼はイスラムに関しては、プランはもっていたにちがいないが⁶⁷⁾、まとまった記述を残してはいない。その限りで各種の専門研究にもとづいてイスラム社会論を新たに構築するという方向も意味をもっており、事実この方向での模索も試みられてはいる。しかし彼が残したイスラム社会論の断片的記述の中でも、「封建制」に関する部分は比較的まとまっているにもかかわらず、西欧をはじめとする他の地域に比べ論及されることが少なく、これを手がかりに彼の荘大なテーマの一つであるイスラム社会論を追検証することは今なおわれわれに残された重要な課題である。しかもそのことは決して第一の方向と矛盾するものではなく、あるいは補いあい、あるいは交錯しあえるはずであり、本稿が今後この方面での研究を深める上で一助となれば幸いである。

62) WuG, S. 151-152. 【諸】120-121頁。

63) *Ebd.*, S. 630. 【社】308頁。

64) あるいは加えるなら、「宗教意識」と「騎士的身分感情」の結びつきのありようの相違ということもあげられよう(WuG, S. 288-290. 【宗】114-117頁)が、この点は示唆にとどまっている。ただこの場合、ウェーバーは西欧とイスラム圏との社会・経済条件の対応関係を、言わゆる「自然経済と貨幣経済」として単純に類型化していたわけではないと思われる。歴史学派の子たるウェーバーではあったが、社会学的に広汎な諸条件を吟味し、その中の一つとしてこのような問題のとりあげ方をしているのである。このウェーバーの立場を適確に裏付けているものとして、大塚久雄「欧州経済史」(著作集第4巻)の特に第二章を参照。

65) WuG, S. 630. 【社】308頁。

66) 唯一のものとはいえないが、代表的なものとして、B. S. Turner, *Weber and Islam: A Critical Study*, London and Boston 1974がある。しかしタイトルにもある通り、ターナーは詳細な文献考証にもかかわらず、やや性急な批判に走りすぎて、現在のわが国では克服されたような視点をもとり入れている。また同じ著者による論文集、*do, For Weber: Essays on the sociology of fate*, Boston, London and Henley 1981をも併せて参照されたい。

67) RS, I. S. 237-238. 【諸】33頁。